

## 企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」

企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」（最終改正 2022 年 10 月 28 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準第 25 号</b> <b>包括利益の表示に関する会計基準</b></p> <p>2010年（平成22年）6月30日 改正2012年（平成24年）6月29日 改正2013年（平成25年）9月13日 改正2022年10月28日 <u>最終改正2025年3月11日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第 25 号</b> <b>包括利益の表示に関する会計基準</b></p> <p>2010年（平成22年）6月30日 改正2012年（平成24年）6月29日 改正2013年（平成25年）9月13日 <u>最終改正2022年10月28日</u> 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p><u>本会計基準は、2024 年 7 月 1 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>移管指針「移管指針の適用」(2024 年 7 月 1 日公表)</u></li> </ul> </div>
<p><b>会計基準</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>16. 連結財務諸表上は、これまでに公表された会計基準等で使用されている「損益計算書」又は純資産の部の「評価・換算差額等」とい</p>	<p><b>会計基準</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>16. 連結財務諸表上は、これまでに公表された会計基準等で使用されている「損益計算書」又は純資産の部の「評価・換算差額等」とい</p>

改正後	改正前
<p>う用語は、「連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」又は「その他の包括利益累計額」と読み替えるものとする。また、この場合、当該会計基準等で定められている評価・換算差額等の取扱いは本会計基準が優先するものとする。</p> <p><u>さらに、連結財務諸表上は、これまでに公表された会計基準等で使用されている「純資産の部に直接計上」、「直接純資産の部に計上」及び「直接資本の部に計上」という用語は、「その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>う用語は、「連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」又は「その他の包括利益累計額」と読み替えるものとする。また、この場合、当該会計基準等で定められている評価・換算差額等の取扱いは本会計基準が優先するものとする。</p>
<p>16-6. <u>2025年に改正された本会計基準（以下「2025年改正会計基準」という。）は、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度の期首から適用する。</u></p> <p><u>ただし、2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用することができる。この場合、2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度に係る中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、2025年改正会計基準を適用しない。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>議 決</b></p> <p>17-5. <u>2025年改正会計基準は、第542回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>川 西 安 喜 (委員長)</p> <p>紙 谷 孝 雄 (副委員長)</p> <p>中 條 恵 美</p> <p>山 口 奈 美</p> <p>穴 田 祐 史</p> <p>岡 橋 準</p> <p>熊 谷 五 郎</p> <p>小 出 篤</p> <p>佐 藤 要 造</p> <p>鈴 木 一 水</p> <p>丹 昌 敏</p> <p>松 下 晃 平</p> <p>吉 岡 亨</p>	
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>経 緯</b></p> <p>20-5. <u>2024 年年次改善プロジェクトにおいて、その他の包括利益の取扱いに関して、これまでに公表された複数の会計基準等で使用されている用語の一部が、連結財務諸表上の取扱いに関する記載に使用されるべき表現となっていないことを検出した。当委員会</u> <u>は、検出された内容への対応に関する審議を行い、2024 年 11 月に</u></p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>経 緯</b></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（以下「2024 年公開草案」という。）を公表して広く意見を求めた。2025 年改正会計基準は、2024 年公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、2024 年公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>	
<p><b>適用時期等</b></p> <p>42-3. 2025 年改正会計基準は、これまでに公表されている会計基準等で使用されている「純資産の部に直接計上」、「直接純資産の部に計上」及び「直接資本の部に計上」という用語について、連結財務諸表上は「その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上」と読み替えるものとしている（第 16 項後段参照）。</p> <p>また、2025 年改正会計基準は、従前の取扱いを維持することを明確化するものであるため、2025 年 4 月 1 日以後最初に開始する連結会計年度の期首から適用することとした（第 16-6 項参照）。ただし、早期適用への一定のニーズがあると想定されることから、2025 年 3 月 31 日以後最初に終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から 2025 年改正会計基準を早期適用することができることとした（第 16-6 項ただし書き参照）。</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>（新 設）</p>

以 上